

フロン類製造業者等の判断の基準の概要 及びその運用の方針について

平成26年6月27日

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課

オゾン層保護等推進室

1. フロン類製造業者等の判断基準の基本的な方向性

国によるフロン類使用見通し策定

- 主務大臣が「指定製品の製造業者等の判断の基準」に基づく製品側の転換状況との整合性を踏まえ、フロン類製造業者等に対して、国内で使用されるフロン類(HFC)の将来見通しを示し、公表する。

事業者によるフロン類使用合理化計画策定

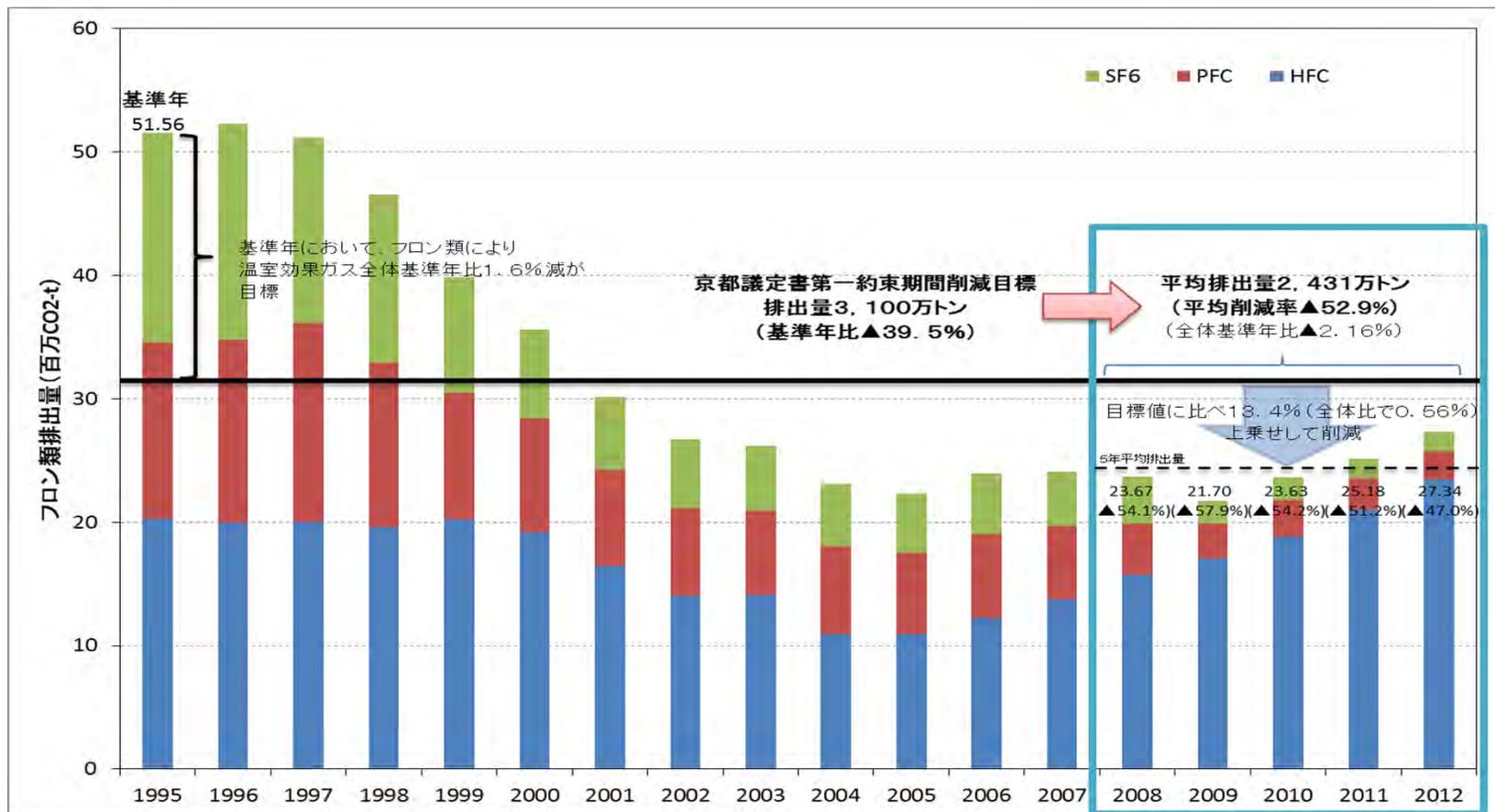
- 事業者は国全体でのフロン類の使用の合理化に資するため、国によるフロン類使用見通し等を踏まえ、以下の事項を含む「フロン類使用合理化計画」を作成する。
 - ・フロン類出荷相当量の指標の削減目標
 - ・フロン類使用合理化のために必要な設備整備、技術向上等に関する事項 等
- 主務大臣は、改正法の報告徴収規定に基づき、当該計画の策定状況等について事業者からの報告を求め、その結果を公表する。

取組状況の評価

- 主務大臣は、毎年度終了後、改正法の報告徴収規定に基づき、事業者に対して前年度の出荷相当量の報告を求める。
- 事業者の取組状況について、削減目標の翌年度に審議会の意見を聴き、評価、公表する。
- その際、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意しつつ、事業者ごとの主要取扱い品目別の内訳等を把握し、評価、公表する仕組みとする。

(参考) 代替フロン等3ガスに係る自主行動計画の実施状況

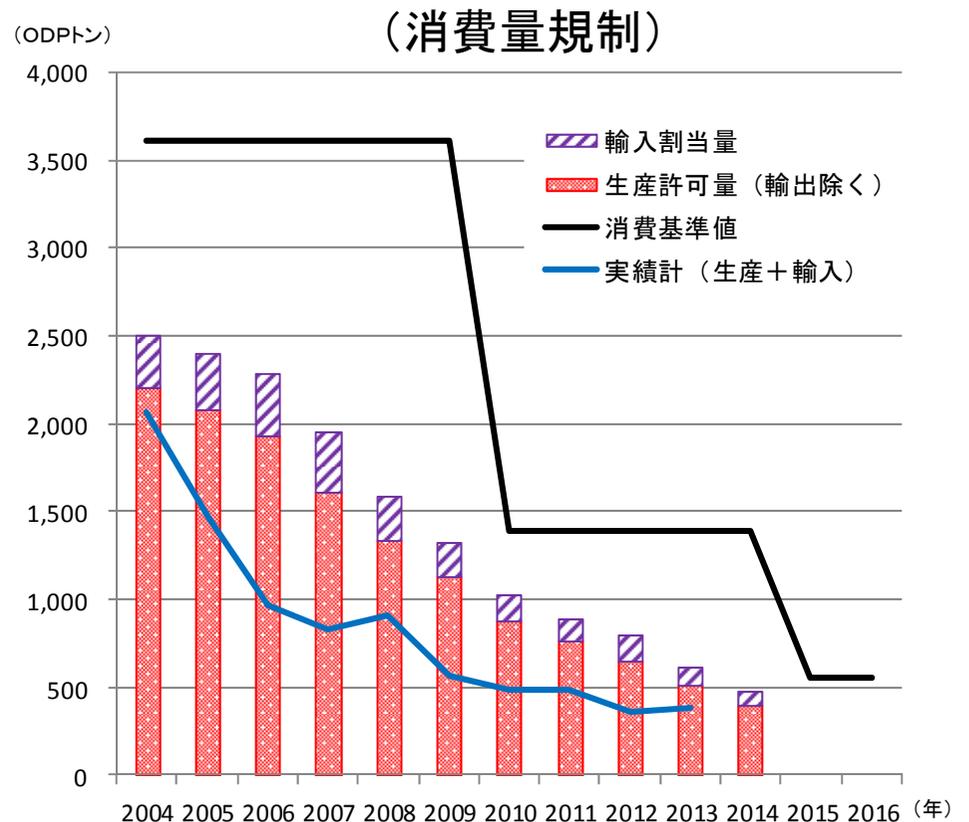
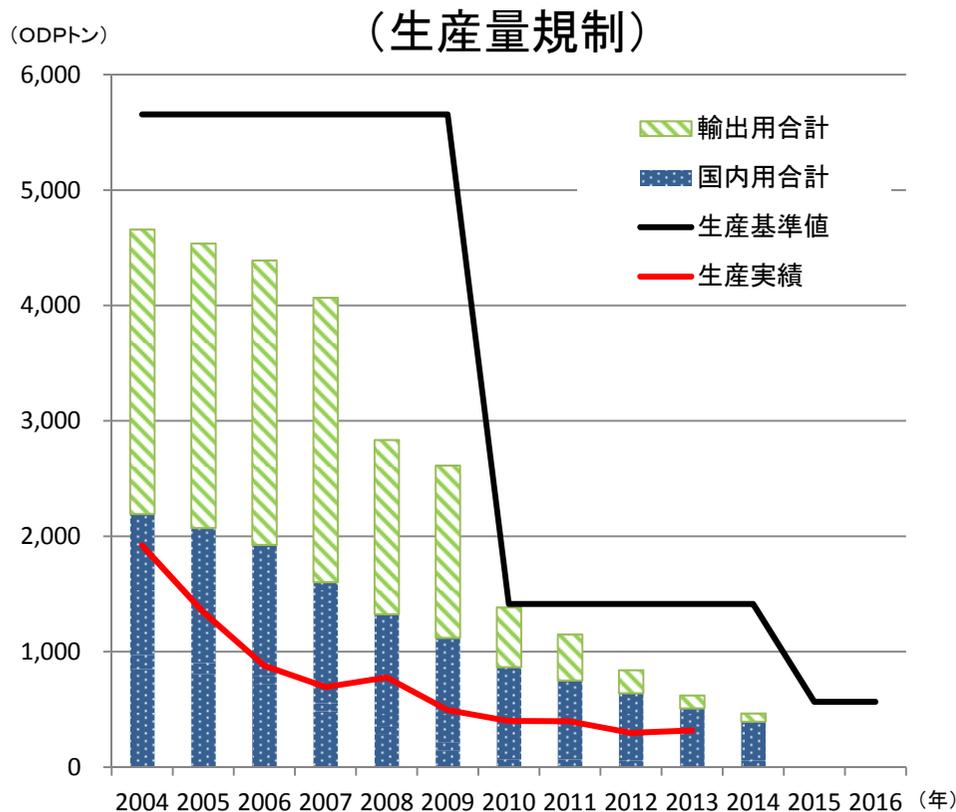
- 京都議定書第一約束期間(2008~2012年)における我が国の代替フロン等3ガス(HFC、PFC、SF6)の排出削減目標は、基準年(1995年)の排出量約5,100万トンに対して3,100万トン。
- 産業界の自主行動計画に基づく取組等により、2001年以降、目標を上回って推移し、第一約束期間の排出量は平均2,431万トンと削減目標を達成。



(参考) オゾン法による特定フロンの削減

- モントリオール議定書を受けた国内担保法である「オゾン層保護法(昭和63年(1988年))」に基づき、特定フロンの生産量及び消費量に係る規制を実施。HCFC以外の特定フロンは、平成17年(2005年)までに生産及び消費ともに全廃済み。
- HCFCについては、同議定書により、先進国は平成32年(2020年)に全廃することとされており、我が国においては同議定書の基準値を上回るペースでの削減が進んでいる。

<オゾン法における基準値、許可量、実績値等の推移(HCFC)>



出典: 経済産業省

2-1. 国が公表する「フロン類使用見通し」

○フロン類製造業者等が代替物質の製造など自らのフロン類の使用の合理化に係る取組の度合いの参考とするため、主務大臣は、「指定製品の製造業者等の判断の基準(以下、「指定製品判断基準」という。)」に基づく指定製品の転換の状況との整合性等を踏まえ、国内で使用されるフロン類の将来見通し(以下、「フロン類使用見通し」という。)を定量的に示し、公表する。

- ◆「フロン類使用見通し」は、改正フロン法対象のフロン類のうちHFCに関して策定する。
- ◆「フロン類使用見通し」は、原則として5年おきに策定することとし、策定後5年を目途に必要なに応じて見直すこととする。
- ◆ただし、指定製品製造業者等に係る判断基準の制定・改廃等の事情に著しい変動があった場合において、必要があると認めるときは速やかに必要な改定をすることとする。

2-2. 「フロン類使用見通し」について

○指定製品判断基準で指定対象(第1弾)となった製品について、指定製品判断基準で定める目標値・目標年度・対象範囲を前提とした転換が進んだ場合の

① 製品メーカーによる新規製品向け使用量削減効果

(冷媒を充填せずに出荷する冷凍空調機器等おける、現場初期充填量の削減効果を含む。)

② 製品転換によるHFC機器の市場ストック量減少を通じたサービス用途(冷媒補充)使用量削減効果及び、

③ 管理者の判断基準に基づく対策(定期点検等)による使用時排出抑制を通じたサービス用途(冷媒補充)使用量削減効果

を元に、将来のフロン類使用見通しを算定。

<2020年度 使用見通し(暫定※)>

4300万CO₂トン → BAU出荷相当量より40%程度減

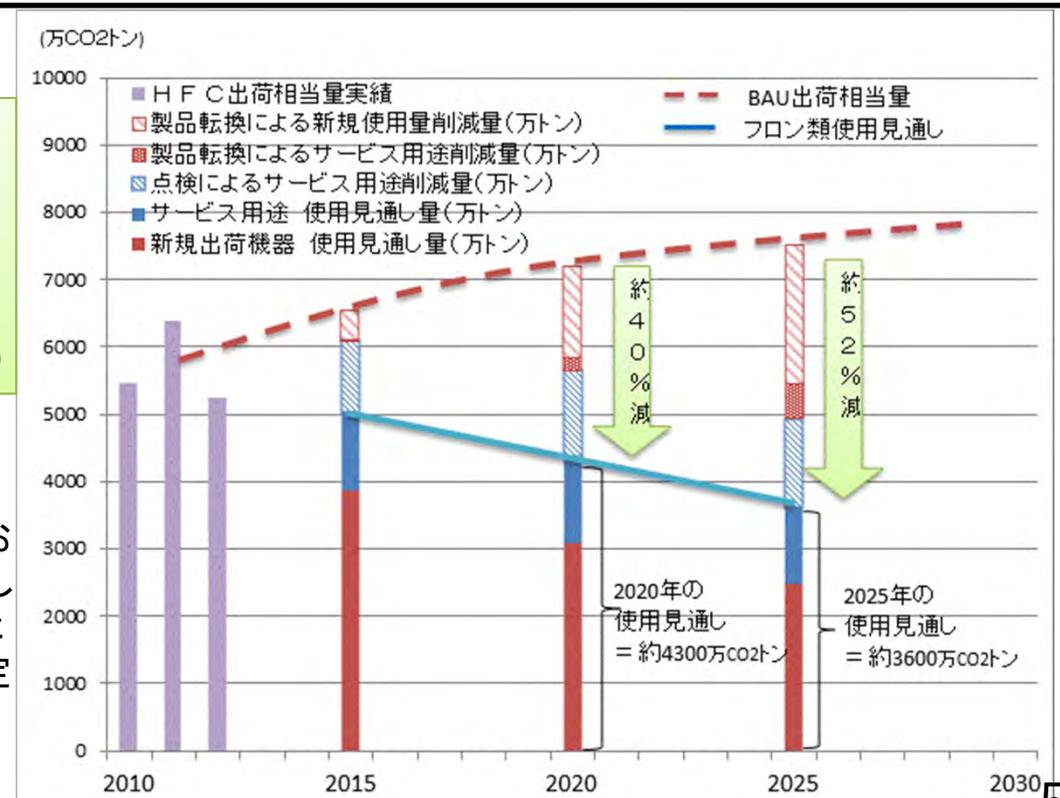
<2025年度 使用見通し(暫定※)>

3600万CO₂トン → BAU出荷相当量より50%程度減
(BAU: Business As Usual 現状対策維持した場合の推計値を指す。)

(留意事項)

※マクロフレーム(特に経済成長率)は、「今後のフロン類等対策の方向性について(平成25年3月)」の対策効果試算におけるHCFCからHFCへの転換効果及び経済成長率を引用しているが、今後の温室効果ガス対策全体の議論の進展により見直しの可能性があるため、「フロン類使用見通し」は暫定値であることに留意が必要。

※「フロン類使用見通し」は、第2弾以降の指定製品判断基準の策定状況を踏まえ、必要に応じて改定。



(参考) フロン類使用見通し策定の前提

(1) 指定製品製造業者等の判断の基準による削減効果

指定製品判断基準で指定対象(第1弾)となった品目(次ページ参照)について、その目標値・目標年度・対象範囲を前提とした転換が進んだ場合に、一定年度における①製品メーカーによる新規製品向け使用量削減効果(冷媒を充填せずに出荷する冷凍空調機器等における、現場初期充填量の削減効果を含む。)、及び、②製品転換によるHFC機器の市場ストック量減少を通じたサービス用途(冷媒補充)使用量削減効果を試算。現時点での製品区分別のフロン類の工場使用量が経済成長により伸長することを前提に、現時点のノンフロン・低GWP物質への転換率が目標年度まで維持され、目標年度前年に全て転換される、いわばボトムケースの対策効果を推定。

(2) 管理者の判断基準による削減効果

平成25年3月の報告書(今後のフロン類等対策の方向性について)20ページにおける試算と同様の手法を用いて、「管理者の判断基準」における措置内容(点検義務、修理原則、算定漏えい量報告導入等)を踏まえて再試算。

- ①管理者の判断基準で定期点検対象とされた機器(冷凍冷蔵: 7.5kW以上、空調7.5kW以上)について、年一回の定期点検を実施することにより、点検されない場合に比べて冷媒漏えい量(=サービス充填量)が80%削減されると推定。
- ②管理者の判断基準で定期点検対象外とされた機器(①以外)については、簡易定期点検の実施や、漏えい量報告制度の導入による事業者の自主管理水準の向上、修理原則の徹底等によって、小型別置型ショーケースで50%、その他の機器で10%の削減がなされるものと推定。

(参考) 指定製品判断基準の対象製品について

- 本WGにおける検討で、原則として、法律上の指定要件を満たすこととなる製品区分の全てについて指定製品判断基準を定める方針であり、現時点における代替冷媒候補に対応した製品の技術開発及び安全性評価等の状況に鑑み、まずは以下の製品区分を指定することとしている。
- なお、今回指定対象外の製品についても指定要件が整い次第、随時指定検討する予定。

指定製品の区分	現在使用されている 主な冷媒及びGWP	環境影響度 の目標値	目標年度
家庭用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A(2090) R32(675)	750	2018
店舗・オフィス用エアコンディショナー (床置型等を除く)	R410A(2090)	750	2020
コンデンシングユニット及び定置式冷凍冷蔵ユニット (圧縮機の定格出力が1.5kW以下のもの等を除く)	R404A(3920) R410A(2090) R407C(1774) CO2(1)	1500	2025
中央方式冷凍冷蔵機器(5万㎡以上の新設冷凍冷蔵倉庫等に出荷されるものに限る)	R404A(3920) アンモニア(一桁)	100	2019
自動車用エアコンディショナー(乗用自動車に限り、定員11人以上のものを除く)	R134a(1430)	150	2023
硬質ウレタンフォームを用いた断熱材(現場発泡用のうち住宅建材用に限る)	HFC-245fa(1030) HFC-365mfc(795)	100	2020
ダストブロワー(不燃性を要する用途のものを除く)	HFC-134a(1430) HFC-152a(124) CO2(1)、DME(1)	10	2019

※製造事業者等は、国内向けに出荷する当該製品の環境影響度の低減について、環境影響度を製造事業者等ごとの出荷台数で加重平均した値が目標値を上回らないようにする。

3. 事業者が策定する「フロン類使用合理化計画」(1)

- フロン類製造業者等は、国全体でのフロン類の使用の合理化に資するため、原則として5年おきの国によるフロン類使用見通しの策定・公表から3か月以内に、国内向けフロン類出荷相当量の削減目標や代替物質の開発等に係る「フロン類使用合理化計画」を作成する。
- 主務大臣は、改正法の報告徴収規定に基づき、当該計画の策定状況等についてフロン類製造業者等からの報告を求め、審議会(産構審フロンWG等)において専門家の意見を聴きつつ、当該計画の内容について評価する。
- 主務大臣は、フロン類製造業者等が策定した計画に係る削減目標の合計値がフロン類使用見通しを超えるものとならないよう、フロン類の製造及び輸出入の状況等を勘案して、必要な情報の提供及び改正法の規定に基づく指導・助言(必要があれば勧告・命令)を行うものとする。

<フロン類使用合理化計画の記載事項>

- ① 平成32年度(2020年度)におけるフロン類出荷相当量(フロン類製造業者等が製造等を行うHFCのうち国内向けに出荷する量に相当する量。10頁の式により算定。)の削減目標
(留意事項)
 - ◆削減目標の策定は、指定製品判断基準に基づく指定製品のノンフロン・低GWP化その他のフロン類の使用の合理化の進展が見込まれることを踏まえ、国が策定するフロン類使用見通しを目安として、これに留意しつつ、フロン類の使用合理化の進展に資するよう行うものとする。
 - ◆当該指標が増加する場合であって、合理的な理由がある場合は、その理由を付記できる。
(例えば、他社(A社)が製造するR410Aの代替として低GWPのHFO-HFC混合冷媒をB社が新規に開発し売り出す場合、B社にとってはHFC製造量の増加となるものの、日本全体としては温室効果ガスの総量が削減される場合などが考えられる。)

(次ページに続く)

3. 事業者が策定する「フロン類使用合理化計画」(2)

<フロン類使用合理化計画の記載事項>

(①留意事項 続き)

- ◆委託による製造数量及び輸入数量は、委託元の製造・輸入数量として算定する。(11頁参照)
 - ◆フロン類出荷相当量の算定に際しては、破壊量、原料用途、研究用途を控除する。
 - ・破壊量(他の物質の製造に当たって副生されたもので使用・販売等されことなく破壊されるもの、又は、破壊を目的として輸入されたもの)
 - ・原料用途(自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造・輸入するもの、又は、他社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造・輸入し、当該他社に譲渡・販売等するもの)
 - ・試験・研究用途(自社が試験・研究用途として使用するために製造するもの、又は、他社が試験・研究用途として使用するために製造し、当該他社に譲渡・販売等するもの)
 - ◆国内で回収されたフロン類を再生した量は、製造量とはみなさない。再生を目的として輸入されたフロン類は、国内におけるフロン類の量の純増につながることから、輸入量として計算する。
- ② フロン類代替製造のために必要な設備の整備、技術の向上その他フロン類の使用の合理化に係る取組に関する事項
- ③ フロン類の回収・破壊・再生に係る取組に関する事項

(参考) フロン類出荷相当量の算定式

$$\text{フロン類出荷相当量} = \sum (\underset{\text{製造量}}{A_i} + \underset{\text{輸入量}}{B_i} - \underset{\text{輸出量}}{C_i} - \underset{\text{破壊量}}{D_i} - \underset{\text{原料用途}}{E_i} - \underset{\text{試験・研究用途}}{F_i}) \times \text{GWPI}_i$$

A_iは、算定期間におけるHFCの種類別の製造量

B_iは、算定期間におけるHFCの種類別の輸入量

C_iは、算定期間におけるHFCの種類別の輸出量

D_iは、算定期間におけるHFCの種類別の破壊量(他の物質の製造に当たって副生されたものであって当該製造を行った者が自ら使用することなく破壊されるもの又は他社に譲渡等されることなく破壊されるもの、若しくは、破壊を目的として輸入されたものに限る。)

E_iは、算定期間におけるHFCの種類別の原料用途使用量(自社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等するもの、又は、他社が他の化学物質の製造のための原料として使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するものをいう。)

F_iは、算定期間におけるHFCの種類別の試験研究用途使用量(自社が試験研究用途で使用するために製造等するもの、又は、他社が試験研究用途で使用するために製造等し、当該他社に譲渡等するものをいう。)

GWPI_iは、フロン類のGWP値(フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値。地球温暖化係数。)

(参考) 本法における「製造委託」の解釈について

- 改正フロン法上、製造等とは、①製造する行為、②輸入する行為、③製造又は輸入を委託する行為、を指し、製造業者等とは、製造等を業として行う者として定義されているところ、法的義務が及ぶ者を一意に特定するため、「製造を委託をする行為」の外延を整理しておく必要がある。
- 製造者－購入者間の取引が「委託製造」、「委託行為を伴わない商品購入」のいずれであるかは、一義的には当事者の協議により判断することが望ましいが、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、以下を目安として判断するものとする。

- 一般に「委託」とは、本来自らが行うべき行為を他人に依頼して代わりにしてもらうことを指し、特に「製造委託」に関しては「自社の仕様によって資材及び製品を、外注先へ製造依頼又は加工依頼する活動(JIS Z8141-7202)」を指すことと解されている。委託をされる側(受託者)が実施する行為は、委託をする側(委託者)が本来行うべき行為の代替となることから、受託者による受託業務の実施に関して、委託者が一定以上の関与をすることが出来るような契約を締結していることが通例であると考えられる。
- このため、改正フロン法における製造委託の解釈に際して、当事者間の協議により結論を得ることが困難である場合には、製造者と購入者の間で締結される契約において、委託契約に特徴的な下記の事項に係る特別な規定が複数(3つ以上)ある場合を委託契約と判断することを目安とする。

<製造委託契約の場合に特徴的に規定される事項>

1. 製品の製造、加工、荷造、在庫、輸送等に関する指示に従って製造を行うべき定めに関する事項(業務指示)
2. 製品の製造、加工、荷造、輸送等に関する技術指導に関する事項(技術指導)
3. 原材料(又は荷造材料)の供給に関する事項
4. 機械、機具、治具、工具等の貸与若しくはそれらの維持管理責任に関する事項
5. 原料、半製品、製品等に関する所有権に係る事項
6. 引渡完了前の棚卸資産に生じた滅私、破損等損害の負担に関する事項(危険負担)
7. 委託製造に係る製品又は競合品の第三者への販売の禁止に関する事項
8. 製品製造に係る知財権の許諾に関する取り決めに関する事項

4. フロン類製造業者等の責務

○ フロン類製造業者等がフロン類の使用の合理化に際して留意すべき事項をフロン類製造業者等の判断基準に規定する。

<規定項目(案)>

フロン類の製造業者等は次の事項に留意しつつ、フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) フロン類使用製品の製造業者等と連携し、安全性、経済性、環境影響等に配慮しつつ、オゾン層破壊効果や地球温暖化効果の低減に資するフロン類代替物質の開発及び商品化、当該物質及び当該物質の使用に係る安全性評価並びに当該物質を使用した製品の性能評価に努めること。
- (2) 自らが製造等するフロン類及びフロン類代替物質の安全性その他の関連する情報の収集及び提供に努めること。
- (3) フロン類の製造時におけるフロン類の排出量の一層の削減(副生ガスの回収等を含む。)に取り組むこと。
- (4) 技術的かつ経済的に可能な範囲でフロン類の再生技術の向上その他フロン類の回収、再生及び破壊に係るシステムの高度化に取り組むよう努めること。
- (5) 高圧ガス保安法(昭和二十六年六月七日法律第二百四号)その他の法令及び法令に基づいてする行政庁の処分を遵守し、フロン類の製造等及び運搬を行うこと。

5. 各製造業者等による実績報告

- フロン類の製造業者等は、自らのフロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うとともに、毎年度終了後3か月以内に、改正法の報告徴収規定に基づき、主務大臣からの求めに応じて、前年度のフロン類出荷相当量及びその主要品目別※1内訳を報告※2する。
- 事業者が報告した前年度のフロン類出荷相当量及び内訳は、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意しつつ、その内容を主務大臣が整理、公表することにより、フロン類使用合理化計画の進捗を「見える化」する。
- 具体的には、主務大臣は
 - ① 各社の前年度フロン類出荷相当量
 - ② 全社合計の前年度フロン類出荷相当量
 - ③ 全社合計の前年度フロン類出荷相当量の主要品目別の内訳について、公表する。

※1 主要品目別とは、我が国のフロン類国内出荷量の大半を占める主要冷媒系ガスである「R32」「R125」「R134a」「R143a」及び「その他HFC」の区分別。

※2 報告については、改正法第91条の報告徴収規定に基づき行う。

6. 各製造業者等の取組状況の評価

- 削減目標年度の翌年度に、審議会（産構審フロンWG等）において専門家の意見を聴きつつ、各者のフロン類使用合理化計画に基づく取組状況について評価する。
- 具体的には、一義的に、主務大臣が策定したフロン類使用見通しと各者のフロン類出荷相当量実績の全製造業者等の合計量との整合性を見ることにより行う。
- また、数量的評価は、フロン類の出荷相当量は、製造方法（一つのプラントで複数種類のフロン類を順番に製造する場合等）や使用者側の経済活動の状況等によって年により大きく変動し得ること等を考慮して、必要に応じて、目標年度単年だけでなく目標年度前後複数年の平均値等により評価を行うことも検討する。
- 評価に際しては、代替物質の開発等のフロン類の使用の合理化に係る取組状況について製造業者等に対して説明を求める。
- なお、「6. 各製造業者等の取組状況の評価」の実施に際しては、事業者ごとの主要取扱い品目別の内訳等を把握しつつ、個別のフロン類の製造数量等が日本のみで公表されることによる競争上の影響に留意して、評価、公表する仕組みとする。

7. フロン類製造業者等の判断基準の見直しについて

- 下記の場合にはフロン類製造業者等の判断基準の見直しを検討し、必要に応じて見直す。
 - ① フロン類使用見通しを大幅に上回ってフロン類の使用の合理化が進展することが確実であると見込まれる場合
 - ② 本法に基づく取組以外の要因でフロン類の需給に著しい変動が生じた場合（フロン類使用製品の生産拠点の海外移転等）
 - ③ フロン類の使用の合理化に関する国際的な規制動向に著しい変動が生じた場合

8. 勧告・命令等の対象事業者（省令により規定）

- 勧告・命令等の対象事業者は、国内総HFC出荷相当量のシェアで0.1%以上を占める製造業者等を対象にすることを勘案し、近年、再充填禁止容器（NRC缶）による小口の輸入が増加している実態も踏まえ、年間のHFC出荷相当量が「1万CO₂トン以上」の者を対象とする。

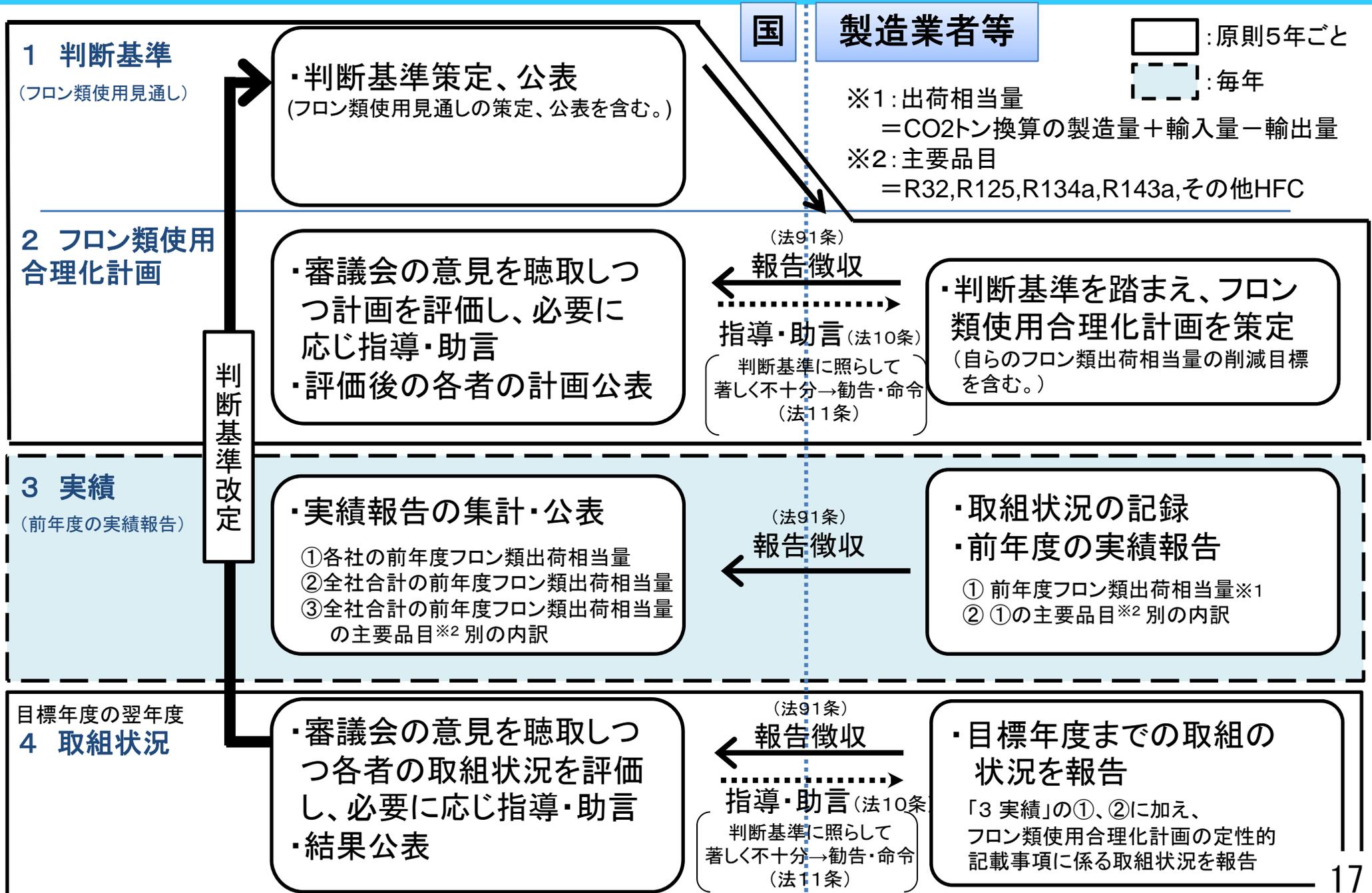
（参考）空調用冷媒として現在一般的に使用されているR410A（GWP=2090）を充填した再充填禁止容器（NRC缶）を1船舶用ドライコンテナに積載して輸入する場合、最大積載量は1000本（10トン）程度、CO₂トン換算で2万CO₂トン程度となる。

9. プレチャージ輸入品等の扱い

＜プレチャージ輸入品の扱いについて＞

- 家庭用エアコンや自動車用エアコンディショナー等のフロン類が使用された(充填された)状態で輸入される製品(いわゆる「プレチャージ輸入品」)については、一義的には指定製品判断基準に基づき転換を進めることとなる。
- 一方、フロン類製造業者等の判断基準に基づく、フロン類製造業者等のフロン類使用合理化に係る取組状況を適正に評価するためには、製品に含有された形で輸入されるフロン類の数量等の状況を把握する必要がある。このため、政府はかかる事業者に対して定期的に情報の提供を求める。

10. フロン類製造業者等の判断基準の仕組み



判断基準改定

(参考) 「改正フロン法」の関連規定① (抄)

第4条(製造業者等の責務)

第四条 フロン類の製造業者等は、前条第一項の指針に従い、フロン類代替物質の開発その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び地方公共団体がフロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のために講ずる施策に協力しなければならない。

2～3 (略)

第9条(フロン類の製造業者等(フロンガスメーカー)の判断基準)

⇨ 主務大臣: 経済産業大臣

主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類の製造業者等がフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関してフロン類の製造業者等の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、第3条第1項の指針に即し、かつ、

① フロン類代替物質の開発の状況

② その他の事情

を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第1項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

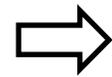
4 環境大臣は、フロン類の排出の抑制を推進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に関し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

※「使用の合理化」とは、

フロン類に代替する物質であってオゾン層の破壊をもたらさず、かつ、地球温暖化に深刻な影響をもたらさないものの製造等、フロン類使用製品に使用されるフロン類の量を低減させること等により、フロン類の使用を抑制すること(第2条6項)

(参考) 「改正フロン法」の関連規定② (抄)

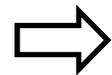
第10条(指導及び助言)



主務大臣：経済産業大臣

第十条 主務大臣は、フロン類の使用の合理化を推進するため必要があると認めるときは、フロン類の製造業者等に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧案して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置に関して必要な指導及び助言をすることができる。

第11条(勧告及び命令)



主務大臣：経済産業大臣

第十一条 主務大臣は、フロン類の製造業者等(その製造等に係るフロン類の生産量又は輸入量が主務省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において同じ。)のフロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化のための措置の状況が第九条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該フロン類の製造業者等に対し、その判断の根拠を示して、フロン類代替物質の製造等その他のフロン類の使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けたフロン類の製造業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、フロン類の使用の合理化を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該フロン類の製造業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(参考) 「改正フロン法」の指針案(抄)

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 第3回合同会合資料より(平成26年5月15日)

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針(案)

3. 判断の基準に係る重要事項

(1) フロン類の製造業者等の判断の基準

- ① 主務大臣は、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の状況、フロン類の再生技術の向上、国際的動向等を踏まえつつ、中長期的なフロン類の廃絶を目指し、フロン類使用製品の製造業者等に対し、製造等が行われるフロン類のGWP値の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減によりフロン類の段階的な削減を求めるための判断の基準を以下のように定める。
 - ア 判断の基準は、フロン類の製造量、輸入量等の定量的な指標を用いて設定する。
 - イ 目標値や目標年度は、指定製品の製造業者等の判断の基準との整合性に留意しつつ、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化の状況、再生技術の向上の状況、国際的動向等を勘案したフロン類の需給の見通しを踏まえつつ、計画的な環境影響度の低減ができるよう設定する。